

平成22年4月8日

保護者様

名張市立錦生小学校
校長 福井 太利

台風時等における児童の登下校と授業の実施について

本年も台風等非常災害に備え、児童の安全を確保し、非常時の混乱を避けるため、下記の事項につきましてご確認をいただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、学校より電話等での連絡はいたしかねますので、ラジオ・テレビ及び電話案内（177番）による気象情報に十分ご注意ください。

また、始業後に帰宅させる場合もありますので、留守になる場合の手立てもお考えおきくださるようお願い申し上げます。

記

1. 始業前に「暴風警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令されている場合

※H. 22年5月27日より、津地方気象台からの警報・注意報の発表が現在の地域での発表から市町単位での発表になりますが、テレビやラジオ等では市町をまとめた地域の名称（「北中部」「伊賀」等）を用いて放送する場合があります。）

- (1) 児童は登校させないで、解除されるまで家で待機させてください。
- (2) 警報が午前11時までに解除されない場合は、その日の授業は中止しますので、登校させないでください。
- (3) 警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間程度の余裕をもって授業を始めますので、誘い合って登校させてください。（給食は、原則として行います。）
ただし、警報が解除されても、道路・橋等がこわれたり、浸水等により登校に危険が予想される場合は登校させないで、その旨学校へ連絡してください。
バス通学の児童については、バスが運行されていない場合は、登校させないでください。

2. 始業後に「暴風警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合

- (1) 原則として、授業を中止して速やかに児童を帰宅させます。
- (2) ただし、台風の状況・地域の道路・橋・浸水等の状況等を判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校または最も安全と思われる場所で待機させます。

3. 「大雨警報」「洪水警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合

- (1) 原則として授業は実施しますので、平常どおり登校させてください。
- (2) ただし局地的に相当量の降雨があり、通学路が危険な状況にあつて登校が困難と認められるときは、家で待機させ、その旨学校へ連絡してください。

4. 「大雪警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合

- (1) 大雨警報、洪水警報が発令されている場合に準じてください。

※緊急に連絡を必要とする場合は、学校からPTA地区委員さんを通じて連絡させていただきますので、学校へ電話をするのはおひかえください。

TEL 錦生小学校 63-1805

<よく見えるところに貼っておいてください>